

平成 20 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 6 号	受理年月日	平 20. 6. 2
件 名	過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出について		
結 果	平成 20. 12. 24 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	経済企業委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、農業用漢方植物有機資材に関して、1項＝適正な法律に基づかない過剰な許認可権の行使や行政指導を改め、許認可権の緩和を早急に実施し、農業生産者が有機栽培資材として、病虫害予防対策に漢方植物有機資材を使用、表示できるよう改善すること。2項＝今まで問題のない適正な有機栽培資材業者の復帰、認可を行うこと。3項＝行政指導の通知先の都道府県及び地方行政に謝罪し、通達関係先にその旨を通知し、周知徹底に努めること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、国においては、農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全性かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的に農薬取締法を定めている。ポジティブリスト制度については、食品衛生法の改正により平成18年5月から施行されているが、すべての食品を対象に農薬取締法等に基づく基準を踏まえ、残留農薬基準が農薬ごとに設定されており、残留農薬基準値の定めがない農薬については、0.01ppm以下であることが基準値として設定されている。また、消費者の農産物に対する安全性や健康志向の高まる中、12年1月に「有機農産物の日本農林規格（有機農産物のJAS規格）」を制定し、有機農産物の生産方法についての基準等を定めている。

1項及び2項＝「有機農産物のJAS規格」において、有機農産物の生産に使用できる資材等が定められている。また、JAS制度の中で「有機栽培資材」について、許認可を与える制度はないところである。

3項＝農薬については農薬取締法、肥料については肥料取締法に基づき適正な表示方法等が定められているほか、その他の資材において、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ農薬としての効能効果を標榜しているものは、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」の通知に基づき適正に指導が行われているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、国の対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 14 号	受理年月日	平 20. 6. 18
件 名	向陽小児童が全員同じ中学へ進学できることについて		
結 果	平成 20. 12. 24 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	環境文教委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、向陽小学校児童全員が西紫原中学校へ進学できることについて要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、市内には向陽小学校を含め、一つの小学校から二つ以上の中学校に分かれて進学する小学校が 10 校あるが、本市の小・中学校の校区については、町界・町内会・河川等、さらに通学時間・通学距離・学校規模などを総合的に勘案して設定しているところである。同小学校については、宇宿小学校と広木小学校を母体校として昭和 58 年 4 月に開校しているが、校区設定に当たっては、広木地区の上・中・下地区を同校区とする本市原案に対し、地元から同地区の上・中地区については、広木小学校区のままとするようにとの陳情書が教育委員会に提出され、校区審議会で同陳情も踏まえて審議した結果、本市原案のとおりとする答申がなされ、広木地区は全域が向陽小学校区となった経緯がある。また、同陳情の中には広木地区の中学校区については将来にわたり紫原中学校区にさせていただきたいとの要望があったことから、中学校区については従前どおり同中学校区としているところである。</p> <p>このような経緯から、向陽小学校の校区は田上町と宇宿町の 2 つの町からなっており、田上町の児童は紫原中学校に、宇宿町の児童は西紫原中学校に進学しているところである。20 年度は同小学校の卒業生のうち、紫原中学校への進学者が 14 人、西紫原中学校への進学者が 41 人となっており、20 年 5 月 1 日現在では、紫原中学校の全校生徒数 784 人のうち 65 人、約 8 %が田上町の、西紫原中学校の全校生徒数 589 人のうち 113 人、約 19%が宇宿町の同小学校卒業生となっている。今後の同小学校の児童数の推移について、教育委員会としては、区画整理事業の進捗により、これからの 5 年間に宅地化が進み、同小学校の児童数は 20 年度の 339 人から 25 年度には約 580 人になると推計しており、現在よりも約 240 人増加すると予想している。そのため、現在 8 教室増築のための実施設計も行っているところであり、将来的には、紫原中学校及び西紫原中学校のそれぞれの中学校における同小学校出身者の生徒数の占める割合も増加していくものと予想しているところである。</p> <p>また、校区の決定は教育委員会の附属機関である校区審議会の答申を受け、教育委員会が決定することとなっており、通常、新しい学校区の設定や見直しは宅地造成等により学校規模の著しい変動が見込まれる場合に行っているが、市議会へ提出されている陳情と同様の趣旨の請願が 7 月 14 日付けで教育委員会に提出され、8 月の教育委員会定例会での同請願の審査の際、委員から校区審議会へ諮問することについての意見が出されたことから、9 月 11 日に校区審議会へ諮問し、同審議会での審議状況を見守ってきたところである。その後、11 月 17 日、同審議会から 21 年度の校区見直しは必要ないと答申がなされたことから、同月 19 日の教育委員会定例会において、同請願については不採択と決定したとこ</p>			

ろであり、教育委員会としてはその結論を踏まえ、校区の見直しは当面考えていないところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「今回の校区審議会の審査状況の説明責任がなされておらず、教育委員会の請願者への対応が不十分な中での結論である。校区審議会の答申による不採択も到底認めることはできないことから、本件については採択したい。」という意見、「校区審議会が唯一の諮問機関であり、教育委員会も専門的に設けている。本市の小中学校の校区については小中学校区審議会条例に基づき、市教育委員会が校区審議会に諮問し、その答申を受けて市教育委員会が決定しているということもあり、その手続きに則った対応がなされていること、また、この陳情については速やかな判断を求められていることもあることから、本件については不採択としたい。」という意見、「陳情趣旨と似たような状況の校区が10校もあり、陳情文書で述べていることについては合理的で妥当性のある根拠が薄いと判断することから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	① 陳 情 第 21 号 ② 陳 情 第 22 号 ③ 陳 情 第 23 号 ④ 陳 情 第 27 号	受理年月日	① 平 20. 7. 16 ② 平 20. 7. 16 ③ 平 20. 7. 16 ④ 平 20. 9. 1
件 名	① 鹿児島市小野町に建設計画のある産業廃棄物処分場建設の賛成について ② 鹿児島市小野町に計画されている民間産廃処分場の建設を求めることについて ③ 産業廃棄物処分場設置について ④ 鹿児島市小野町に計画されている民間産廃処分場の建設を求めることについて		
結 果	平成 20. 12. 24 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、小野町に計画されている民間産業廃棄物処分場について、21号＝行政と業者がしっかりと連携をとり、市民に納得のいく処分場が一日も早く完成し、現在進行中の地下水汚染に歯止めがかかるようにすること。22号、27号＝現在計画のある小野町建設計画に賛成し、一日も早い実現のために、本市が前向きな方針を出せるようにすること。23号＝市民が納得できる施設のあり方を研究し、業者に指導するなど官民協力して処理施設を建設し、次世代へ残していくこと。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、当該施設の設置計画者は平成4年4月に廃棄物処理法に基づく埋立面積約12万7千㎡の安定型最終処分場の設置届出に係る事前協議書を本市へ提出している。その後、12年3月に同処分場の埋立面積を約8万5千㎡に縮小し、本市の産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づいた計画の事前協議書を提出している。これを受けて本市は6月、同計画者に対し、安定型最終処分場設置計画について、幸加木川沿いの9町内会へ説明会を開催し、その結果の報告及び小野高山町内会の同意を得ることを指導している。また、15年9月に同計画者は安定型から管理型の最終処分場設置に変更したいと本市へ口頭で申し出ているが、正式な事前協議の申請はなされていないところである。その後、16年1月、同計画者は小野高山町内会の同意を得るべく小野地区町内連合会等に対して計画説明をしたい旨を申し出たが、拒否されたため個別に同意を取り始めたことから、本市としてはこのような状況は望ましくないと考え、同年2月、管理型については正式に事前協議の申請がなされたものではないが、地元住民に対し正確な情報を伝える場として同計画者及び小野高山町内会に対して説明会を開催し協議するよう行政指導している。これを受けて3月、小野地区町内連合会、設置計画者及び本市による三者協議を行い、同計画者が地元説明会を開催し地元住民が出席することで合意し、4月に小野高山町内会の住民に対して説明会を開催しているが、住民説明会の中の地元住民の意見は、ほとんどが処分場設置に対して反対の意見であったと確認しているところである。7月には小野地区町内連合会及び小野高山町内会が連名で管理型最終処分場設置反対の陳情書を市議会へ

提出し、11月の民生環境委員会の陳情審査では継続審査となったが、陳情者は「処分場設置計画書を受理されないように」を「処分場設置計画を許可されないように」と内容の一部を変更して、12月に再提出し、17年3月に管理型最終処分場設置反対の陳情は採択されている。その後、20年6月に処分場建設推進派の住民が建設推進協議会を立ち上げ、小野町に新たに事務所を設置している。また一方では、小野地区町内連合会が同連合会の企画委員会で処分場建設反対ののぼりを設置することを議決し、9月頃に設置している。

同計画者からはこれまでも管理型処分場について事前協議書を提出したいとの相談もあるが、本市としては「鹿児島市産業廃棄物の処理に関する基本方針」並びに「同指導要綱」に基づき、まずは設置について地元住民の同意を得るようお願いしているところである。また、本市の管理型最終処分場に対する基本的な考え方については、同基本方針において「産業廃棄物の最終処分場のうち、管理型については施設運営の信頼性、安全性の確保という観点から、原則として公共関与によるもの」としているところである。

なお、水質汚染については、本市では、稼働中の施設に加え、休止中、終了及び計画中の施設を含めた13か所の安定型最終処分場からの排水並びに幸加木川を含む安定型処分場付近の9河川について水質検査を年2回実施しているが、いずれも基準値をクリアしているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「継続審査としたい。」という意見、「陳情文書にある水質汚染については、当局の調査結果からもそのようなことは認められなかったこと、また、管理型処分場については行政として公共関与が必要ではないかということや、17年3月には産業廃棄物最終処分場設置反対の陳情が採択されていることなどから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、全会一致で不採択とすべきものと決定。